

制定	平成 24・06・07 関東産保第 15 号 平成 24 年 6 月 12 日
改訂	20200402 関東産保第 5 号 令和 2 年 4 月 7 日
最終改訂	20220926 関東産保第 8 号 令和 4 年 9 月 30 日

## 高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰選考基準

高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰（東北支部を除く。）の選考に当たっては、高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰実施要領（平成 24 年 6 月 12 日 平成 24・06・07 関東産保第 15 号）（以下「監督部長実施要領」という。）に基づき、下記により審査し、推薦書等を勘案の上、被表彰者を選考すること。

### 記

#### 1. 基準の運用

(1) 監督部長実施要領で規定する表彰の種類ごとに 2. に定める被表彰者選考評価基準により採点し、点数の高いものから推薦順位を付すこと。

監督部長実施要領 4. (2) (保安功労者) ロ又はハに該当するものについては、産業保安 監督部において審査し、同 (保安功労者) イの候補者ととも推薦順位を付すこと。

なお、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）については過去 5 年以内、それ以外の法令については過去 3 年以内の違反があるもの、または表彰するに相応しくないものは推薦対象外とすることができる。

(2) 同一の表彰の種類において同点がある場合は、個人にあつては経験年数の長い者、事業所にあつては無事故・無違反の期間の長いものを表彰順位の高位とする。

(3) 年数の起算日は、表彰日とする。

(4) 合格の最低点は、概ね満点の50%とする。

2. 被表彰者選考評価基準  
(別紙)

附 則

この選考基準は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この選考基準は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この選考基準は、令和2年4月7日から施行する。

附 則

この選考基準は、令和4年9月30日から施行する。

(別紙)

(1) 優良製造所 (監督部表彰実施要領3.(1)①及び4.(1))

審査項目	配点基準	配点 (105点満点) 合格基準: 52点
①高圧ガス製造年数 (過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40年以上</li> <li>・ 35年以上 40年未満</li> <li>・ 30年以上 35年未満</li> <li>・ 25年以上 30年未満</li> <li>・ 20年以上 25年未満</li> <li>・ 15年以上 20年未満</li> <li>・ 10年以上 15年未満</li> <li>10年未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20点</li> <li>18点</li> <li>16点</li> <li>14点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>0点</li> </ul>
②従業員の免状の所有状況 (高圧ガス製造に係る免状所有者数÷保安部門及び高圧ガス製造に係る部門に所属する従業員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70%以上</li> <li>・ 60%以上 70%未満</li> <li>・ 50%以上 60%未満</li> <li>・ 40%以上 50%未満</li> <li>・ 30%以上 40%未満</li> <li>・ 20%以上 30%未満</li> <li>・ 10%以上 20%未満</li> <li>10%未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15点</li> <li>13点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>6点</li> <li>4点</li> <li>0点</li> </ul>
③保安に関する業績		50点～0点
i) 保安管理	別添1より、配点する。	(19点～0点)
ii) 保安技術	別添2より、配点する。	(19点～0点)
iii) 保安教育	別添3より、配点する。	(12点～0点)
④災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>    評点A:</li> <li>    ・ 自治体、警察、消防等からの表彰状・感謝状</li> <li>    評点B:</li> <li>    ・ 町内会、民間団体からの表彰状・感謝状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A: 5点</li> <li>B: 3点</li> </ul>
⑤保安団体に対する貢献 (両方の項目に該当する場合は5点とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去1年から現在までの間に、役員を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> <li>・ 過去1年から現在までの間に、講師を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5点</li> <li>2点</li> </ul>
⑥過去における表彰、感謝状等 (以下「表彰等」という。) の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等 (注)</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他 (高圧ガス関係団体会長賞)</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>6点</li> <li>0点</li> </ul>
⑦耐震性向上への取組状況 (注) 塔類及び貯槽類に係る次の通達をいう。以下同じ。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について (球形貯槽・横置円筒形貯槽) (57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について (塔類) (58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について (平底円筒形貯槽) (59立局第575号)	<p>1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達 (注) に不適合である場合 (適合しているか未確認である場合も含む。) は、否とする (当該通達の対象設備を有する製造所に限る。)</p> <p>2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について (平成26年5月21日付け20140519商局第1号)」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする (当該通知の対象設備を有する製造所に限る。)</p>	

<p>⑧高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) (注1) 高圧法に係る事故については、高圧ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故(以下「高圧ガス事故という。）」を指す。以下同じ。 (注2) 液石法に係る事故については、液化石油ガス関係事故対応要領に規定した事故(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。</p>	<p>&lt;平成27年以前の高圧ガス事故について&gt; 1) 過去10年間にA級又はB級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。)を起こしている場合は、否とする。また、C級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限る。以下同じ。)を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。 2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。 ○10年超～15年以内 A級：20点、B級：15点、C級：5点 ○15年超～20年以内 A級：15点、B級：10点、C級：2点</p>
	<p>&lt;平成28年以降の高圧ガス事故について&gt; A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p>
	<p>&lt;液化石油ガス事故について&gt; 過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかな場合を除く。</p>
<p>⑨高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)</p>	<p>&lt;高圧法に係る法令違反について&gt; 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。 ○ 5年超～10年以内 10点 ○10年超～15年以内 5点</p>
	<p>&lt;液石法に係る法令違反について&gt; 過去5年間に液石法の違反により処分又は指導(以下「処分等」という。)を受けた場合は、否とする</p>
<p>⑩その他の法令違反等の有無及び内容</p>	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告、警告、注意若しくは告発(以下「勧告等」という。)を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。 ※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの(上記に掲げるものを除く。)は、1件につき5点を減じる。 2) 過去3年以内に社会的問題(リコール等)を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</p>
<p>⑪液化石油ガス安全器具等設置状況</p>	<p>液化石油ガス法に係る販売事業者及びその事業に係る者にあつては、ガスを供給している消費者のうち、要設置戸数に対する安全器具の設置率が90%以上、かつ、業務用厨房に対する業務用換気警報器又はCO警報器の設置率が90%以上であるもの。 安全器具又は業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置率が100%に満たない場合は、各々、設置率100%から1%低下するごとに1点を減ずる。 ただし、設置率の小数点以下は、切り捨てとする。 (注) 設置戸数並びに設置率については、高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰実施細則に定める様式8の注意書きのとおり。</p>

(2) 優良販売業者等（監督部長表彰実施要領3. (1) ②及び4. (1)）

審査項目	配点基準	配点 (105点満点) 合格基準：52点
①高圧ガス製造年数 (過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40年以上</li> <li>・ 35年以上 40年未満</li> <li>・ 30年以上 35年未満</li> <li>・ 25年以上 30年未満</li> <li>・ 20年以上 25年未満</li> <li>・ 15年以上 20年未満</li> <li>・ 10年以上 15年未満</li> <li>・ 10年未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20点</li> <li>18点</li> <li>16点</li> <li>14点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>0点</li> </ul>
②従業員の免状の所有状況 (当該業務に必要な免状所有者数÷保安部門及び高圧ガスの業務に係る部門に所属する従業員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 90%以上</li> <li>・ 75%以上 90%未満</li> <li>・ 60%以上 75%未満</li> <li>・ 45%以上 60%未満</li> <li>・ 30%以上 45%未満</li> <li>・ 15%以上 30%未満</li> <li>・ 5%以上 10%未満</li> <li>・ 5%未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15点</li> <li>13点</li> <li>12点</li> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>6点</li> <li>4点</li> <li>0点</li> </ul>
③保安に関する業績		50点～0点
i) 保安管理	別添1より、配点する。	(19点～0点)
ii) 保安技術	別添2より、配点する。	(19点～0点)
iii) 保安教育	別添3より、配点する。	(12点～0点)
④災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>    評点A：</li> <li>・ 自治体、警察、消防等からの表彰状・感謝状</li> <li>    評点B：</li> <li>・ 町内会、民間団体からの表彰状・感謝状</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A：5点</li> <li>B：3点</li> </ul>
⑤保安団体に対する貢献 (両方の項目に該当する場合は5点とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去1年から現在までの間に、役員を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> <li>・ 過去1年から現在までの間に、講師を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5点</li> <li>2点</li> </ul>
⑥過去における表彰、感謝状等（以下「表彰等」という。）の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等（注）</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他（高圧ガス関係団体会長賞）</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10点</li> <li>8点</li> <li>6点</li> <li>0点</li> </ul>
⑦耐震性向上への取組状況 (注) 塔類及び貯槽類に係る次の通達をいう。以下同じ。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）（57立局第180号） ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）（58立局第204号） ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平底円筒形貯槽）（59立局第575号）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達（注）に不適合である場合（適合しているか未確認である場合も含む。）は、否とする（当該通達の対象設備を有する製造所に限る。）。</li> <li>2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成26年5月21日付け20140519商局第1号）」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする（当該通知の対象設備を有する製造所に限る。）。</li> </ol>	
⑧高圧法及び液石法に係る事故歴	<平成27年以前の高圧ガス事故について>	

<p>(20年間)</p> <p>(注1) 高压法に係る事故については、高压ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故(以下「高压ガス事故という。)」を指す。以下同じ。</p> <p>(注2) 液石法に係る事故については、液化石油ガス関係事故対応要領に規定した事故(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。</p>	<p>1) 過去10年間にA級又はB級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。)を起こしている場合は、否とする。また、C級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限る。以下同じ。)を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。</p> <p>2) 過去10年を超えて高压ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。</p> <p>○10年超～15年以内 A級：20点、B級：15点、C級：5点</p> <p>○15年超～20年以内 A級：15点、B級：10点、C級：2点</p>
	<p>&lt;平成28年以降の高压ガス事故について&gt;</p> <p>A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p>
	<p>&lt;液化石油ガス事故について&gt;</p> <p>過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかな場合を除く。</p>
<p>⑨高压法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)</p>	<p>&lt;高压法に係る法令違反について&gt;</p> <p>1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。</p> <p>2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。</p> <p>○5年超～10年以内 10点</p> <p>○10年超～15年以内 5点</p>
	<p>&lt;液石法に係る法令違反について&gt;</p> <p>過去5年間に液石法の違反により処分又は指導(以下「処分等」という。)を受けた場合は、否とする</p>
<p>⑩その他の法令違反等の有無及び内容</p>	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告、警告、注意若しくは告発(以下「勧告等」という。)を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。</p> <p>※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの(上記に掲げるものを除く。)は、1件につき5点を減じる。</p> <p>2) 過去3年以内に社会的問題(リコール等)を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。</p> <p>3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</p>
<p>⑪液化石油ガス安全器具等設置状況</p>	<p>液化石油ガス法に係る販売事業者及びその事業に係る者にあつては、ガスを供給している消費者のうち、要設置戸数に対する安全器具の設置率が90%以上、かつ、業務用厨房に対する業務用換気警報器又はCO警報器の設置率が90%以上であるもの。</p> <p>安全器具又は業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置率が100%に満たない場合は、各々、設置率100%から1%低下するごとに1点を減ずる。</p> <p>ただし、設置率の小数点以下は、切り捨てとする。</p> <p>(注) 設置戸数並びに設置率については、高压ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰実施細則に定める様式8の注意書きのとおり。</p>

(3) - 1 保安功労者（監督部長表彰実施要領3. (1) ③及び4. (2) イ）

審査項目	配点基準	配点 (100点満点) 合格基準：50点
①高圧ガスの製造所等従事年数 (過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45年以上</li> <li>・ 40年以上 45年未満</li> <li>・ 35年以上 40年未満</li> <li>・ 30年以上 35年未満</li> <li>・ 25年以上 30年未満</li> <li>・ 20年以上 25年未満</li> <li>・ 15年以上 20年未満</li> <li>15年未満</li> </ul>	<p>20点</p> <p>18点</p> <p>16点</p> <p>14点</p> <p>12点</p> <p>10点</p> <p>8点</p> <p>0点</p>
②保安団体従事年数 ※他の保安団体と重複する場合は、重複して計算しないこと。 ※過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50年以上</li> <li>・ 45年以上 50年未満</li> <li>・ 40年以上 45年未満</li> <li>・ 35年以上 40年未満</li> <li>・ 30年以上 35年未満</li> <li>・ 25年以上 30年未満</li> <li>・ 20年以上 25年未満</li> <li>20年未満</li> </ul>	<p>15点</p> <p>13点</p> <p>11点</p> <p>9点</p> <p>7点</p> <p>5点</p> <p>3点</p> <p>0点</p>
③保安団体への主要な関わり (過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長、副会長年数（他の団体との重複期間は除く。）（※1年あたり1点とする。）</li> <li>・ 役員（理事、常任理事）年数（他の団体との重複期間は除く。）（※2年あたり1点とし、端数は切り捨てること。）</li> </ul>	<p>上限10点</p> <p>上限10点</p>
④保安に関する功績	別添4により、配点する。	30点～0点
⑤災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無 ※単に、団体、町内会、自治会等の役員・委員を務めた等の社会的貢献が具体的でないものは認めない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>評点A：</li> <li>・ 自治体、警察、消防等からの感謝状</li> <li>・ 1年以上、団体の長として社会に貢献</li> <li>評点B：</li> <li>・ 町内会、民間団体からの感謝状</li> <li>・ 1年以上、団体の要職として社会に貢献</li> </ul>	<p>A：5点</p> <p>B：3点</p>
⑥過去における表彰等の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等（注）</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他（高圧ガス関係団体会長賞）</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<p>10点</p> <p>8点</p> <p>6点</p> <p>0点</p>
⑦耐震性向上への取組状況 (注) 塔類及び貯槽類に係る次の通達をいう。以下同じ。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（球形貯槽・横置円筒形貯槽）（57立局第180号） ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（塔類）（58立局第204号） ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平底円筒形貯槽）（59立局第575号）	<p>1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達（注）に不適合である場合（適合しているか未確認である場合も含む。）は、否とする（当該通達の対象設備を有する製造所に限る。）。 2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成26年5月21日付け20140519商局第1号）」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする（当該通知の対象設備を有する製造所に限る。）。</p>	
⑧高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	<p>&lt;平成27年以前の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>1) 過去10年間にA級又はB級事故（C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。）を起こしている場合は、否とする。また、C級事故（C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事</p>	

<p>(注1) 高圧法に係る事故については、高圧ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故(以下「高圧ガス事故という。)」を指す。以下同じ。</p> <p>(注2) 液石法に係る事故については、液化石油ガス関係事故対応要領に規定した事故(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。</p>	<p>故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限る。以下同じ。)を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。</p> <p>2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。</p> <p>○10年超～15年以内 A級：20点、B級：15点、C級：5点</p> <p>○15年超～20年以内 A級：15点、B級：10点、C級：2点</p> <p>&lt;平成28年以降の高圧ガス事故について&gt; A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p> <p>&lt;液化石油ガス事故について&gt; 過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかな場合を除く。</p>
<p>⑨高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)</p>	<p>&lt;高圧法に係る法令違反について&gt;</p> <p>1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。</p> <p>2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。</p> <p>○5年超～10年以内 10点 ○10年超～15年以内 5点</p> <p>&lt;液石法に係る法令違反について&gt; 過去5年間に液石法の違反により処分又は指導(以下「処分等」という。)を受けた場合は、否とする</p>
<p>⑩その他の法令違反等の有無及び内容</p>	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告、警告、注意若しくは告発(以下「勧告等」という。)を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。</p> <p>※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの(上記に掲げるものを除く。)は、1件につき5点を減じる。</p> <p>2) 過去3年以内に社会的問題(リコール等)を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。</p> <p>3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</p>
<p>⑪液化石油ガス安全器具等設置状況</p>	<p>液化石油ガス法に係る販売事業者及びその事業に係る者にあつては、ガスを供給している消費者のうち、要設置戸数に対する安全器具の設置率が90%以上、かつ、業務用厨房に対する業務用換気警報器又はCO警報器の設置率が90%以上であるもの。</p> <p>安全器具又は業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置率が100%に満たない場合は、各々、設置率100%から1%低下するごとに1点を減ずる。</p> <p>ただし、設置率の小数点以下は、切り捨てとする。</p> <p>(注) 設置戸数並びに設置率については、高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰実施細則に定める様式8の注意書きのとおり。</p>



(3) - 2 保安功労者（監督部長実施要領3.（1）③及び4.（2）ロ又はハ）

（イ）監督部長実施要領の4.（2）ロに該当する者については、大災害を未然に防止した等の功績に係る判定となるため、運営要領で規定する審査会の審議・議決により順位を決定するものとする。

（ロ）監督部長実施要領の4.（2）ハに該当するものについては、研究開発等の顕著な功績に係る判定となるため、運営要領で規定する審査会の審議・議決により以下を考慮し、決定し、順位を決定するものとする。

①国の審議会委員等として永年経済産業行政に貢献した者を優先する。

②現役を優先すること。

③高圧ガス保安法を所管する、自治体職員等及びその経歴は対象外とする。

(4) 優良製造保安責任者等（監督部長表彰実施要領3.(1)④及び4.(3)）

審査項目	配点基準	配点 (105点満点) 合格基準：52点
①高圧ガスの製造所等従事年数 (過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45年以上</li> <li>・ 40年以上 45年未満</li> <li>・ 35年以上 40年未満</li> <li>・ 30年以上 35年未満</li> <li>・ 25年以上 30年未満</li> <li>・ 20年以上 25年未満</li> <li>・ 15年以上 20年未満</li> <li>15年未満</li> </ul>	<p>20点</p> <p>18点</p> <p>16点</p> <p>14点</p> <p>12点</p> <p>10点</p> <p>8点</p> <p>0点</p>
②製造保安責任者等経験年数 ※製造保安責任者等の経験年数が10年未満の場合は否とする。 ※過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30年以上</li> <li>・ 25年以上 30年未満</li> <li>・ 20年以上 25年未満</li> <li>・ 15年以上 20年未満</li> <li>15年未満</li> </ul>	<p>30点</p> <p>25点</p> <p>20点</p> <p>15点</p> <p>10点</p>
③保安団体従事年数 ※他の保安団体と重複する場合は、重複して計算しないこと。 ※過去に大臣及び部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年以上</li> <li>・ 10年以上 15年未満</li> </ul>	<p>10点</p> <p>5点</p>
④保安に関する功績	別添5により、配点する。	30点～0点
⑤災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無 ※単に、団体、町内会、自治会等の役員・委員を務めた等の社会的貢献が具体的でないものは認めない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>評点A：</li> <li>・ 自治体、警察、消防等からの感謝状</li> <li>・ 1年以上、団体の長として社会に貢献</li> <li>評点B：</li> <li>・ 町内会、民間団体からの感謝状</li> <li>・ 1年以上、団体の要職として社会に貢献</li> </ul>	<p>A：5点</p> <p>B：3点</p>
⑥過去における表彰等の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等(注)</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他(高圧ガス関係団体会長賞)</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<p>10点</p> <p>8点</p> <p>6点</p> <p>0点</p>
⑦耐震性向上への取組状況 (注) 塔類及び貯槽類に係る次の通達をいう。以下同じ。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(球形貯槽・横置円筒形貯槽)(57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(塔類)(58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽)(59立局第575号)	<p>1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達(注)に不適合である場合(適合しているか未確認である場合も含む。)は、否とする(当該通達の対象設備を有する製造所に限る。)</p> <p>2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平成26年5月21日付け20140519商局第1号)」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする(当該通知の対象設備を有する製造所に限る。)</p>	
⑧高圧法及び液石法に係る事故歴	<平成27年以前の高圧ガス事故について>	

<p>(20年間)  (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)  (注1) 高压法に係る事故については、高压ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故(以下「高压ガス事故という。)」を指す。以下同じ。  (注2) 液石法に係る事故については、液化石油ガス関係事故対応要領に規定した事故(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。</p>	<p>1) 過去10年間にA級又はB級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。)を起こしている場合は、否とする。また、C級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限る。以下同じ。)を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。  2) 過去10年を超えて高压ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。  ○10年超～15年以内  A級：20点、B級：15点、C級：5点  ○15年超～20年以内  A級：15点、B級：10点、C級：2点</p> <p>&lt;平成28年以降の高压ガス事故について&gt;  A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p> <p>&lt;液化石油ガス事故について&gt;  過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかな場合を除く。</p>
<p>⑨高压法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容  (組織に起因するものに限る。)</p>	<p>&lt;高压法に係る法令違反について&gt;  1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。  2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。  ○5年超～10年以内 10点  ○10年超～15年以内 5点</p> <p>&lt;液石法に係る法令違反について&gt;  過去5年間に液石法の違反により処分又は指導(以下「処分等」という。)を受けた場合は、否とする</p>
<p>⑩その他の法令違反等の有無及び内容</p>	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告、警告、注意若しくは告発(以下「勧告等」という。)を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。  ※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの(上記に掲げるものを除く。)は、1件につき5点を減じる。  2) 過去3年以内に社会的問題(リコール等)を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。  3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</p>
<p>⑪液化石油ガス安全器具等設置状況</p>	<p>液化石油ガス法に係る販売事業者及びその事業に係る者にあつては、ガスを供給している消費者のうち、要設置戸数に対する安全器具の設置率が90%以上、かつ、業務用厨房に対する業務用換気警報器又はCO警報器の設置率が90%以上であるもの。  安全器具又は業務用換気警報器(CO警報器含む)の設置率が100%に満たない場合は、各々、設置率100%から1%低下するごとに1点を減ずる。  ただし、設置率の小数点以下は、切り捨てとする。  (注) 設置戸数並びに設置率については、高压ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰実施細則に定める様式8の注意書きのとおり。</p>

備考. 現役を優先すること。

(5) 優良運送従事者、優良移動監視者（監督部長実施要領3.（1）⑤）

審査項目	配点基準	配点 (91点満点) 合格基準：45点
①高圧ガスの製造所等従事年数 (過去に部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 32年以上</li> <li>・ 28年以上 32年未満</li> <li>・ 24年以上 28年未満</li> <li>・ 20年以上 24年未満</li> <li>・ 16年以上 20年未満</li> <li>・ 12年以上 16年未満</li> <li>・ 8年以上 12年未満</li> <li style="padding-left: 20px;">8年未満</li> </ul>	<p style="text-align: center;">20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点</p>
②運送従事者又は移動監視者としての経験年数 (過去に部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	運送従事者・移動監視者としての年数÷2	上限20点
③保安団体従事年数 ※他の保安団体と重複する場合は、重複して計算しないこと。 ※過去に部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年以上</li> <li>・ 10年以上 15年未満</li> </ul>	<p style="text-align: center;">10点 5点</p>
④保安に関する功績	別添6により、配点する。	15点～0点
⑤災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無 ※単に、団体、町内会、自治会等の役員・委員を務めた等の社会的貢献が具体的でないものは認めない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>評点A：</li> <li>・ 自治体、警察、消防等からの感謝状</li> <li>・ 1年以上、団体の長として社会に貢献</li> <li>評点B：</li> <li>・ 町内会、民間団体からの感謝状</li> <li>・ 1年以上、団体の要職として社会に貢献</li> </ul>	<p style="text-align: center;">A：5点  B：3点</p>
⑥過去における表彰等の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等(注)</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他(高圧ガス関係団体会長賞)</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<p style="text-align: center;">10点 8点 6点 0点</p>
⑦高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。) (注1) 高圧法に係る事故については、高圧ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故(以下「高圧ガス事故という。)」を指す。以下同じ。 (注2) 液石法に係る事故については、液化石油ガス関係事故対応要領に規定した事故(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。	<p>&lt;平成27年以前の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>1) 過去10年間にA級又はB級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。)を起こしている場合は、否とする。また、C級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限る。以下同じ。)を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。</p> <p>2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○10年超～15年以内</li> <li style="padding-left: 20px;">A級：20点、B級：15点、C級：5点</li> <li>○15年超～20年以内</li> <li style="padding-left: 20px;">A級：15点、B級：10点、C級：2点</li> </ul>	
	<p>&lt;平成28年以降の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p>	
	<p>&lt;液化石油ガス事故について&gt;</p>	

	過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかな場合を除く。	
⑧高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)	<高圧法に係る法令違反について> 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。 ○ 5年超～10年以内 10点 ○ 10年超～15年以内 5点	
	<液石法に係る法令違反について> 過去5年間に液石法の違反により処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けた場合は、否とする	
⑨その他の法令違反等の有無及び内容	1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告、警告、注意若しくは告発（以下「勧告等」という。）を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。 ※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの（上記に掲げるものを除く。）は、1件につき5点を減じる。 2) 過去3年以内に社会的問題（リコール等）を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。	
⑩その他	別添12により、配点する。	11点～0点

備考1. 現役を優先すること。

2. 移動中の高圧ガスを積載した車両に発生した事故の拡大を迅速、かつ、的確に防止し、もって公共の安全の確保に多大な貢献をした運送従業者等については、産業保安監督部に設置する関東東北産業保安監督部長表彰に係る審査会等の審議・議決により順位を決定するものとする。

(6) 優良運送事業所 (監督部長実施要領3. (1) ⑤)

審査項目	配点基準	配点 (96点満点) 合格基準: 48点
①高圧ガスの取扱年数 (過去に部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 35年以上</li> <li>・ 30年以上 35年未満</li> <li>・ 25年以上 30年未満</li> <li>・ 20年以上 25年未満</li> <li>・ 15年以上 20年未満</li> <li>・ 10年以上 15年未満</li> <li>・ 5年以上 10年未満</li> <li>5年未満</li> </ul>	<p>20点</p> <p>18点</p> <p>16点</p> <p>14点</p> <p>12点</p> <p>10点</p> <p>8点</p> <p>0点</p>
②高圧ガス移動有資格者の状況 (高圧ガス移動に係る免状所有者数÷移動に係る部署の従業員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70%以上</li> <li>・ 60%以上 70%未満</li> <li>・ 50%以上 60%未満</li> <li>・ 40%以上 50%未満</li> <li>・ 30%以上 40%未満</li> <li>・ 20%以上 30%未満</li> <li>・ 10%以上 20%未満</li> <li>10%未満</li> </ul>	<p>15点</p> <p>13点</p> <p>12点</p> <p>10点</p> <p>8点</p> <p>6点</p> <p>4点</p> <p>0点</p>
③保安に関する業績		30点～0点
i) 保安及び運行管理	別添7により、配点する。	(15点～0点)
ii) 保安教育	別添8により、配点する。	(15点～0点)
④災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>    評点A:</li> <li>・ 自治体、警察、消防等からの表彰状・感謝状</li> <li>    評点B:</li> <li>・ 町内会、民間団体からの表彰状・感謝状</li> </ul>	<p>A: 5点</p> <p>B: 3点</p>
⑤保安団体に対する貢献 (両方の項目に該当する場合は5点とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去1年から現在までの間に、役員を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> <li>・ 過去1年から現在までの間に、講師を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> </ul>	<p>5点</p> <p>2点</p>
⑥過去における表彰等の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等 (注)</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他 (高圧ガス関係団体会長賞)</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<p>10点</p> <p>8点</p> <p>6点</p> <p>0点</p>
⑦高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) (注1) 高圧法に係る事故については、高圧ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故 (以下「高圧ガス事故という。)」を指す。以下同じ。 (注2) 液石法に係る事故については、液化石油ガス関係事故対応要領に規定した事故 (以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。	<p>&lt;平成27年以前の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>1) 過去10年間にA級又はB級事故 (C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。) を起こしている場合は、否とする。また、C級事故 (C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限る。以下同じ。) を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。</p> <p>2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10年超～15年以内</li> <li>    A級: 20点、B級: 15点、C級: 5点</li> <li>○ 15年超～20年以内</li> </ul>	

	A級：15点、B級：10点、C級：2点	
	<p>&lt;平成28年以降の高圧ガス事故について&gt; A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p> <p>&lt;液化石油ガス事故について&gt; 過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかな場合を除く。</p>	
⑧高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)	<p>&lt;高圧法に係る法令違反について&gt; 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。 ○ 5年超～10年以内 10点 ○ 10年超～15年以内 5点</p> <p>&lt;液石法に係る法令違反について&gt; 過去5年間に液石法の違反により処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けた場合は、否とする</p>	
⑨その他の法令違反等の有無及び内容	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告、警告、注意若しくは告発（以下「勧告等」という。）を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。 ※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの（上記に掲げるものを除く。）は、1件につき5点を減じる。 2) 過去3年以内に社会的問題（リコール等）を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</p>	
⑩その他	別添12により、配点する。	11点～0点

備考. 移動中の高圧ガスを積載した車両に発生した事故の拡大を迅速、かつ、的確に防止し、もって公共の安全の確保に多大な貢献をした運送事業所については、産業保安監督部に設置する関東東北産業保安監督部長表彰に係る審査会等の審議・議決により順位を決定するものとする。

(7) 優良防災事業所（監督部長実施要領3. (1) ⑤）

審査項目	配点基準	配点 (81点満点) 合格基準：40点
①防災事業所指定年数 (過去に部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19年以上</li> <li>・ 16年以上 19年未満</li> <li>・ 13年以上 16年未満</li> <li>・ 10年以上 13年未満</li> <li>・ 7年以上 10年未満</li> <li>・ 4年以上 7年未満</li> <li>・ 2年以上 4年未満</li> <li style="padding-left: 20px;">2年未満</li> </ul>	<p style="text-align: center;">20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点</p>
②保安に関する業績		30点～0点
i) 防災活動の業績	別添9により、配点する。	(15点～0点)
ii) 保安に関する功績	別添10により、配点する。	(15点～0点)
③災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>    評点A：</li> <li>    ・ 自治体、警察、消防等からの表彰状・感謝状</li> <li>    評点B：</li> <li>    ・ 町内会、民間団体からの表彰状・感謝状</li> </ul>	<p style="text-align: center;">A：5点 B：3点</p>
④保安団体に対する貢献 (両方の項目に該当する場合は5点とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去1年から現在までの間に、役員を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> <li>・ 過去1年から現在までの間に、講師を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">5点 2点</p>
⑤過去における表彰等の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等 (注)</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他 (高圧ガス関係団体会長賞)</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<p style="text-align: center;">10点 8点 6点 0点</p>
⑥耐震性向上への取組状況 (注) 塔類及び貯槽類に係る次の通達をいう。以下同じ。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について (球形貯槽・横置円筒形貯槽) (57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について (塔類) (58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について (平底円筒形貯槽) (59立局第575号)	<p>1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達に不適合である場合 (適合しているか未確認である場合も含む) は、否とする (当該通達の対象設備を有する事業所等に限る。)</p> <p>2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする (当該通知の対象設備を有する事業所等に限る。)</p>	
⑦高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) (注1) 高圧法に係る事故については、高圧ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故 (以下「高圧ガス事故という。)」を指す。以下同じ。 (注2) 液石法に係る事故については、液化石油ガス関係事故対応要領に規定した事故	<p>&lt;平成27年以前の高圧ガス事故について&gt;</p> <p>1) 過去10年間にA級又はB級事故 (C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。) を起こしている場合は、否とする。また、C級事故 (C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限る。以下同じ。) を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。</p> <p>2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。</p> <p style="text-align: center;">○10年超～15年以内</p>	



(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。	A級：20点、B級：15点、C級：5点 ○15年超～20年以内 A級：15点、B級：10点、C級：2点	
	<平成28年以降の高圧ガス事故について> A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。	
	<液化石油ガス事故について> 過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかな場合を除く。	
⑧高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)	<高圧法に係る法令違反について> 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。 ○ 5年超～10年以内 10点 ○10年超～15年以内 5点	
	<液石法に係る法令違反について> 過去5年間に液石法の違反により処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けた場合は、否とする	
⑨その他の法令違反等の有無及び内容	1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告、警告、注意若しくは告発（以下「勧告等」という。）を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。 ※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの（上記に掲げるものを除く。）は、1件につき5点を減じる。 2) 過去3年以内に社会的問題（リコール等）を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。	
⑩その他	別添12により、配点する。	11点～0点
⑪液化石油ガス安全器具等設置状況	液化石油ガス法に係る販売事業者及びその事業に係る者にあつては、ガスを供給している消費者のうち、要設置戸数に対する安全器具の設置率が90%以上、かつ、業務用厨房に対する業務用換気警報器又はCO警報器の設置率が90%以上であるもの。 安全器具又は業務用換気警報器（CO警報器含む）の設置率が100%に満たない場合は、各々、設置率100%から1%低下するごとに1点を減ずる。 ただし、設置率の小数点以下は、切り捨てとする。 (注) 設置戸数並びに設置率については、高圧ガス保安関東東北産業保安監督部長表彰実施細則に定める様式8の注意書きのとおり。	

備考. 移動中の高圧ガスを積載した車両に発生した事故の拡大を迅速、かつ、的確に防止し、もって公共の安全の確保に多大な貢献をした防災事業所については、産業保安監督部に設置する関東東北産業保安監督部長表彰に係る審査会等の審議・議決により順位を決定するものとする。

(8) 優良保安団体 (監督部長実施要領3.(1)⑤)

審査項目	配点基準	配点 (76点満点) 合格基準: 38点
①活動年数 (過去に部長表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞した表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 32年以上</li> <li>・ 28年以上 32年未満</li> <li>・ 24年以上 28年未満</li> <li>・ 20年以上 24年未満</li> <li>・ 16年以上 20年未満</li> <li>・ 12年以上 16年未満</li> <li>・ 8年以上 12年未満</li> <li style="padding-left: 20px;">8年未満</li> </ul>	<p style="text-align: center;">20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点</p>
②保安に関する業績	別添11により、配点する。	30点～0点
③災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安に係る活動あり</li> <li>評点A:</li> <li>・ 自治体、警察、消防等からの表彰状・感謝状</li> <li>評点B:</li> <li>・ 町内会、民間団体からの表彰状・感謝状</li> </ul>	<p style="text-align: center;">A: 5点  B: 3点</p>
④過去における表彰等の受賞歴 (当該表彰と同種類に限る。) ※同一の審査項目において最も高い点数を配点するものとし点数の加算は行わない。 (注) 高圧ガス保安に関する知事等表彰制度がない自治体からの推薦は、9点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス保安知事表彰等 (注)</li> <li>・ 高圧ガス関係全国団体会長表彰等</li> <li>・ その他 (高圧ガス関係団体会長賞)</li> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>※上記の表彰を本年度受賞した者又は予定の者は、対象としない。</p>	<p style="text-align: center;">10点 8点 6点 0点</p>
⑤その他	別添12により、配点する。	11点～0点

備考. 審査項目②が0点のものは、表彰候補としない。

別添1（優良製造所、優良販売業者等）

i) 保安管理

評価点	評価		A評価	B評価	C評価	D評価
			5点	3点	2点	0点
①設備構造及び保安上の措置 （7点～0点）	・製造、販売、貯蔵、移動、消費の技術上の基準に基づく措置状況 ・耐震設計設備基準に基づく措置状況 ・自動警報設備等の非常用設備の措置状況 ・その他保安上の措置状況  設備、運転方法等に対する保安上の措置が※特に優れている。 ※以下の①～③の全てに該当することをいう。 ①保安面における新規技術の導入に積極的であること。 ②保安関係の設備について法定以外のものを設置・増設していること。 ③設備の維持管理に特に積極的であること。		同左	同左	同左	
	・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「2点」を加える。  ○上記②のうち、高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通商産業省告示第515号）が制定又は改正される前に設置された古い高圧ガス設備（重要度がI a又はIである塔及び貯槽が対象）の全てについて、最新の耐震設計基準以上となっている又はその計画を有していること。					
②規程類の整備・活用、保安管理の組織の整備及び保安要員の配置状況 （7点～0点）	・保安管理のための規程、基準等を明確に整備し、規程類については細則を設ける等、内容が優れており、これが効果的に活用されている。  ・また、各部門の業務、責任権限及び指揮命令系統が明確に定められ、連絡体制の周知が図られており、保安要員の配置及び管理体制が極めて優れている。		・保安管理のための規程、基準等の内容が充実しており、これが遵守されている。  ・また、各部門の業務、責任権限及び指揮命令系統が明確に定められ、連絡体制の周知が図られており、保安要員の数が適当である等、管理体制が確立している。	・保安管理のための規程、基準等が整備されている。  ・また、指揮命令系統が明確に定められ、連絡体制の周知が図られており、保安要員の数が適当である。	・法令関係の規程類が整備され、保安要員の数も満たしている。	
	・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「2点」を加える。					

	○リスクアセスメント（コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）の適用を受ける特定製造事業者以外の事業所等にあつては、危険予知訓練、ヒヤリハット等を含む。）に関して、実施規程の整備、実施のための組織・人員の配置等がなされており、その成果を上げている。			
③施設等についての保安上の改善状況  (5点～0点)	5点	3点	2点	0点
	・施設等に対する保安上の*顕著な改善実績がある。  *自社において実用化又は他に先駆けて採用された改善であつて、その後、自社以外にも普及し、使用されていること等をいう。	・施設等に対する保安上の*改善実績がある。  *自社において実用化又は他に先駆けて採用された改善であつて、自社で使用していること等をいう。	・施設等に対する保安上の*改善の努力が認められる。  *他社等で新たに実用化された改善等を積極的に、自社に取り入れ使用していること等をいう。	・施設等に対する保安上の*最低限の取組を行っている。  *広く普及されている改善等を自社に取り入れ使用していること等をいう。
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(19点満点)</p>				

別添2（優良製造所、優良販売業者等）

ii) 保安技術

	A評価	B評価	C評価	D評価
	5点	3点	2点	0点
①社（所）内における技術情報の整備、活用状況及び研究実績  (5点～0点)	技術情報が広く収集・整備され、内容も優れており、これを積極的に活用している。  また、保安関係の委員会、研究会等及び保安担当者のミーティング等を積極的*に開催し、顕著な研究実績又は成果を得ている。  *委員会、研究会等を4回/年以上及び担当者ミーティング等を12回/年以上開催していることを目安とする。	技術情報が整備されており、これを活用している。  また、保安関係の委員会、研究会等及び保安担当者のミーティング等を十分*に開催し、研究実績又は成果を得ている。  *委員会、研究会等を2回/年以上及び担当者ミーティング等を6回/年以上開催していることを目安とする。	技術情報が整備されており、保安関係の委員会、研究会等又は保安担当者のミーティング等を定期的*に開催している。  *委員会、研究会等を1回/年以上又は担当者ミーティング等を4回/年以上開催していることを目安とする。	技術情報は整備されているが、保安関係の委員会、研究会又は保安担当者のミーティング等は定期的には行っていない。
②保安関係の新技术・手法の導入状況  (9点～0点)	新技术・手法を積極的に導入するとともに、改善の取組を*積極的に行っている。  *設備、運用について、その両方、かつ、複数の改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入するとともに、改善の取組を*十分に行っている。  *設備、運用の両方について、改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入するとともに、改善の取組*を行っている。  *設備、運用のいずれかについて、改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入しておらず、又は導入しているが改善の取組を行っていない。
	・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「4点」を加える。  ○保安関係の新技术・手法の導入した技術等に関して、その効果を適切に検証し、その改善の取り組みを行っている。			
③公的機関、団体等における保安関係の委員会、研究会等への参加状況  (5点～0点)	委員会、研究会等に*積極的に参加し、その成果を業務に反映させている。  *4件/年以上参加していることを目安とする。	委員会、研究会等に*十分に参加し、その成果を業務に反映させている。  *2件/年以上参加していることを目安とする。	委員会、研究会等に*定期的に参加している。  *1件/年以上参加していることを目安とする。	委員会、研究会等に*参加することがある。
*審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(19点満点)				

別添3（優良製造所、優良販売業者等）

iii) 保安教育

評価 評価点	A評価	B評価	C評価	D評価
	5点	3点	2点	0点
①社（所）内における 保安関係の従業員教育 の実施状況 （7点～0点）	全従業員を対象に*積極的 に保安教育を実施し、内容も充 実している。	保安要員を対象に*十分な保安 教育を実施し、その内容も充実 している。	保安要員を対象に*定期的に保安 教育を実施している。	定期的な保安教育は実施して いない。
	*4回/年以上実施していること をいう。	*2回/年以上実施していること をいう。	*1回/年以上実施していること をいう。	
・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「2点」を加える。  ○現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている。				
②保安関係の研修会、 講習会、防災訓練等への 講師等の派遣又は参加 状況 （5点～0点）	5点	3点	2点	0点
	講師等の派遣回数も多く、社（所） 外の研修会、講習会等に*積極的 に参加し、その教育成果を業務に反 映させている。	社（所）外の研修会、講習会等に* 十分に参加し、その教育成果を業務 に反映させている。	社（所）外の研修会、講習会等に* 定期的に参加している。	社（所）外の研修会、講習会等に定 期的には参加していない。
	*4回/年以上参加していることを目 安とする。	*2回/年以上参加していることを目 安とする。	*1回/年以上参加していることを目 安とする。	
	また、防災訓練にも*積極的に参加 （又は実施）している。	また、防災訓練にも*定期的に参加 （又は実施）している。	また、社（所）内での*基礎的な訓 練を実施するほか、周辺地域で行わ れる防災訓練にも参加することがあ る。	また、社（所）内での基礎的な訓練 は実施しているが、周辺地域で行 われる防災訓練には参加していな い。
	*社（所）内外を問わず、2回/年 以上参加又は実施していることを いう。	*社（所）内外を問わず、1回/年 以上参加又は実施していることを いう。	*消火訓練、通報訓練等の基礎的 な内容のものを指す。	
※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。（12点満点）				

別添4 (保安功労者)

保安に関する功績

評価 評価点	A評価	B評価	C評価	D評価
	5点	3点	2点	0点
①所属する事業所等における保安管理、保安技術、保安教育等に関する実績（当該措置に関して自身が実績を有している場合に限る。）  (11点～0点)	保安関係規程の整備・充実、保安管理組織の責任・指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。	保安関係規程の整備、保安管理組織の責任・指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。	保安関係規程の整備、保安管理組織の指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。	連絡体制の周知等はなされているが、保安教育、保安関係委員会等は定期的には行っていない。
	また、保安教育、保安関係委員会等を*積極的にやっている。  *4回/年以上の開催、実施をいう。	また、保安教育、保安関係委員会等を*十分に行っている。  *2回/年以上の開催、実施をいう。	また、保安教育、保安関係委員会等を*行っている。  *1回/年以上の開催、実施をいう。	
	<p>・次に該当する場合は、上記の配点にそれぞれ「2点」を加える。 (6点～0点)</p> <p>○高圧ガス設備等耐震設計基準が制定又は改正される前に設置された古い高圧ガス設備（重要度がIa又はIである塔及び貯槽が対象）の全てについて、最新の耐震設計基準以上となっている又はその計画を有している。</p> <p>○リスクアセスメント（コンビナート等保安規則の適用を受ける特定製造事業者以外の事業所等にあつては、危険予知訓練、ヒヤリハット等を含む。）に関して、実施規程の整備、実施のための組織・人員の配置等がなされており、その成果を上げている。</p> <p>○現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている。</p>			
②保安関係の新技术・手法の導入状況 (9点～0点)	5点	3点	2点	0点
	新技术・手法を積極的に導入するとともに、改善の取組を*積極的に行っている。  *設備、運用について、その両方、かつ、複数の改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入するとともに、改善の取組を*十分に行っている。  *設備、運用の両方について、改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入するとともに、改善の取組*を行っている。  *設備、運用のいずれかについて、改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入しておらず、又は導入しているが改善の取組を行っていない。
	<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「4点」を加える。</p> <p>○保安関係の新技术・手法の導入した技術等に関して、その効果を適切に検証し、その改善の取組みを行っている。</p>			
③公的機関、団体等における保安関係の委員会、研究会等への参加状況  (5点～0点)	5点	3点	2点	0点
	委員会、研究会等に*積極的に参加し、その成果を業務に反映させている。	委員会、研究会等に*十分に参加し、その成果を業務に反映させている。	委員会、研究会等に*定期的に参加している。	委員会、研究会等に参加することがある。

	※4件／年以上参加していることを目安とする。	※2件／年以上参加していることを目安とする。	※1件／年以上参加していることを目安とする。	
④保安に関する改善・考案等の実績 (5点～0点)	5点 改善・考案等が積極的に行われ、その※成果も大きい。  ※複数にわたる改善等を行っており、かつ、それが他に先駆けて採用した改善であって、その成果が広く普及した等、特筆すべき実績があることをいう。	3点 改善・考案等が※積極的に行われている。  ※複数にわたる改善等を行っていることをいう。	2点 改善・考案等が行われている。	0点 改善・考案等については、特段の実績はない。
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(30点満点)</p>				



別添5（優良製造保安責任者等）

保安に関する功績

評価点	評価		A評価	B評価	C評価	D評価
			5点	3点	2点	0点
①所属する事業所等における保安管理、保安技術、保安教育等に関する実績（当該措置に関して自身が実績を有している場合に限る。）  （11点～0点）	保安関係規程の整備・充実、保安管理組織の責任・指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。		保安関係規程の整備、保安管理組織の責任・指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。		保安関係規程の整備、保安管理組織の指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。	
	また、保安教育、保安関係委員会等を*積極的にやっている。		また、保安教育、保安関係委員会等を*十分に行っている。		また、保安教育、保安関係委員会等を*行っている。	
*4回/年以上の開催、実施をいう。		*2回/年以上の開催、実施をいう。		*1回/年以上の開催、実施をいう。		
・次に該当する場合は、上記の配点にそれぞれ「2点」を加える。 （6点～0点）						
○高圧ガス設備等耐震設計基準が制定又は改正される前に設置された古い高圧ガス設備（重要度がIa又はIである塔及び貯槽が対象）の全てについて、最新の耐震設計基準以上となっている又はその計画を有している。						
○リスクアセスメント（コンビナート等保安規則の適用を受ける特定製造事業者以外の事業所等にあつては、危険予知訓練、ヒヤリハット等を含む。）に関して、実施規程の整備、実施のための組織・人員の配置等がなされており、その成果を上げている。						
○現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている。						
②保安関係の新技术・手法の導入状況  （9点～0点）	5点		3点		2点	
	保安関係の新技术・手法を積極的に導入するとともに、改善の取組を*積極的に行っている。		保安関係の新技术・手法を導入するとともに、改善の取組を*十分に行っている。		保安関係の新技术・手法を導入するとともに、改善の取組*を行っている。	
*設備、運用について、その両方、かつ、複数の改善の取組を行っているものをいう。		*設備、運用の両方について、改善の取組を行っているものをいう。		*設備、運用のいずれかについて、改善の取組を行っているものをいう。		
・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「4点」を加える。						
○保安関係の新技术・手法の導入した技術等に関して、その効果を適切に検証し、その改善の取り組みを行っている。						
③保安関係の研修会、講習会の講師等の安全指導に関する実績  （5点～0点）	5点		3点		2点	
	*積極的に研修会、講習会の講師等となっている又は社（所）外で指導等を行っている。		*前向きに研修会、講習会の講師等となっている又は社（所）外で指導等を行っている。		研修会、講習会の講師等となっている又は社（所）外で指導等を行っている*。	
						研修会、講習会の講師等や社（所）外で指導等の実績はほとんどない。

	※4回／年以上を目安とする。	※2回／年以上を目安とする。	※1回／年以上を目安とする。	
④保安に関する改善・考案等の実績 (5点～0点)	5点 改善・考案等が積極的に行われ、その※成果も大きい。  ※複数にわたる改善等を行っており、かつ、それが他に先駆けて採用した改善であって、その成果が広く普及した等、特筆すべき実績があることをいう。	3点 改善・考案等が※積極的に行われている。  ※複数にわたる改善等を行っていることをいう。	2点 改善・考案等が行われている。	0点 改善・考案等については、特段の実績はない。
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(30点満点)</p>				

別添6（優良運送従事者、優良移動監視者）

保安に関する功績

評価 評価点	A評価	B評価	C評価	D評価
	5点	3点	2点	0点
①所属する事業所等における保安管理、保安技術、保安教育等に関する実績（当該措置に関して自身が実績を有している場合に限る。）	保安関係規程の整備・充実、保安管理組織の責任・指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。  また、保安教育、保安関係委員会等を*積極的に 行っている。  *4回/年以上の開催、 実施をいう。	保安関係規程の整備、保安管理組織の責任・指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。  また、保安教育、保安関係委員会等を*十分 に行っている。  *2回/年以上の開催、 実施をいう。	保安関係規程の整備、保安管理組織の指揮命令系統の明確化、連絡体制の周知等がなされている。  また、保安教育、保安関係委員会等を*行 っている。  *1回/年以上の開催、 実施をいう。	連絡体制の周知等はなされているが、保安教育、保安関係委員会等は定期的には行っていない。
②保安関係の研修会、講習会の講師等の安全指導に関する実績  (5点～0点)	*積極的に研修会、講習会の講師等となっている又は社(所)外で指導等を行っている。  *4回/年以上を目安とする。	*前向きに研修会、講習会の講師等となっている又は社(所)外で指導等を行っている  *2回/年以上を目安とする。	研修会、講習会の講師等となっている又は社(所)外で指導等を行っている*。  *1回/年以上を目安とする。	研修会、講習会の講師等や社(所)外で指導等の実績はほとんどない。
③保安に関する改善・考案等の実績  (5点～0点)	改善・考案等が積極的に行われ、その*成果も大きい。  *複数にわたる改善等を行っており、かつ、それが他に先駆けて採用した改善であって、その成果が広く普及した等、特筆すべき実績があることをいう。	改善・考案等が*積極的に行われている。  *複数にわたる改善等を行っていることをいう。	改善・考案等が行われている。	改善・考案等については、特段の実績はない。
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(15点満点)</p>				

別添7（優良運送事業所）

i) 保安及び運行管理

評価点	評価		A評価	B評価	C評価	D評価
			5点	3点	2点	0点
①保安管理組織の整備及び移動監視者等の配置状況  (5点～0点)	組織規程を有し、緊急時の出動要領、作業要領、作業分担及び責任の所在を明確に定め、連絡体制の周知が図られている。 また、十分な移動監視者等の有資格者が配置されており、管理体制が優れている。		組織規程を有し、緊急時の出動要領を明確に定め、連絡体制の周知が図られている。 また、移動監視者等の有資格者の数が適当であり、管理体制が確立している。	非常の場合の組織規程を定め、連絡体制の周知が図られている。 また、移動監視者等の有資格者の数が適当である。	非常の場合の組織規程があるか又は連絡体制の周知が図られている。	
②社（所）内における委員会、研究会等の活動状況  (5点～0点)	保安関係の委員会、研究会及び保安担当者のミーティング等を積極的※に開催し、その成果を得ている。  ※委員会、研究会等を4回／年以上及び担当ミーティング等を12回／年以上開催していることを目安とする。		保安関係の委員会、研究会及び保安担当者のミーティング等を十分※に開催し、その成果を得ている。  ※委員会、研究会等を2回／年以上及び担当者ミーティング等を6回／年以上開催していることを目安とする。	保安関係の委員会、研究会又は保安担当者のミーティング等を開催※している。  ※委員会、研究会等を1回／年以上又は担当者ミーティング等を4回／年以上開催していることを目安とする。	保安関係の委員会、研究会又は保安担当者のミーティング等は定期的には行っていない。	
③運送車両等に関する保安上の管理・改善状況  (5点～0点)	運送車両等に対する保安上の顕著※な改善実績がある。  ※運送に使用する車両、容器、携行する応急資機材について、自社において実用化又は他に先駆けて採用した改善を行っていること等をいう。		運送車両等に対する保安上の改善実績※がある。  ※運送に使用する車両、容器、携行する応急資機材等について、他社で実用化された改善等を積極的に、自社に取り入れ使用していること等をいう。	運送車両等に対する保安上の改善の努力のあと※が認められる。  ※運送に使用する車両、容器、携行する応急資機材等について、法令に基づく基準以上の水準の内容を備えていること等をいう。	運送車両等に関する保安管理についての努力のあと※が認められる。  ※運送に使用する車両、容器、携行する応急資機材等について、法令に基づく基準を満たしていること等をいう。	
※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(15点満点)						

別添8（優良運送事業所）

ii) 保安教育

評価 評価点	A評価	B評価	C評価	D評価
	5点	3点	2点	0点
①社（所）内における 保安関係の従業員教育 の実施状況  (5点～0点)	全従業員を対象に*積極 的に保安教育を実施 し、内容も充実してい る。  *4回/年以上実施し ていることをいう。	保安要員を対象に*十 分な保安教育を実施 し、その内容も充実し ている。  *2回/年以上実施し ていることをいう。	保安要員を対象に*定 期的に保安教育を実施 している。  *1回/年以上実施して いることをいう。	定期的な保安教育は実 施していない。
②社（所）外における 保安関係の研修会、講 習会等への講師等派遣 又は参加状況  (5点～0点)	講師等の派遣回数も多 く、社（所）外の研修 会、講習会等に*積極 的に参加し、その教育 成果を業務に反映させ ている。  *4回/年以上参加し ていることを目安とす る。	社（所）外の研修会、 講習会等に*十分に参 加し、その教育成果を 業務に反映させてい る。  *2回/年以上参加し ていることを目安とす る。	社（所）外の研修会、 講習会等に*定期的に 参加している。  *1回/年以上参加し ていることを目安とす る。	社（所）外の研修会、 講習会等に定期的には 参加していない。
③防災訓練等の実施状 況  (5点～0点)	社（所）内外を問わず 防災訓練等を2回/年 以上実施又は参加して いる。	社（所）内外を問わず 防災訓練等を1回/年 以上実施又は参加して いることをいう。	社（所）内での消火訓 練、通報訓練等の基礎 的な訓練を実施するほ か、周辺地域で行われ る防災訓練にも参加す ることがある。	社（所）内での基礎的 な訓練は実施している が、周辺地域で行われ る防災訓練には参加し ていない。
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(15点満点)</p>				

別添9（優良防災事業所）

i) 防災活動の業績

評価 評価点	A評価	B評価	C評価	D評価
	5点	3点	2点	0点
①防災出動体制、組織規程の整備及び要員の確保状況  (5点～0点)	組織規程を有し、防災活動要員の責任権限、指揮命令系統、緊急時の出動要領、作業要領及び作業分担が明確に定められ、連絡体制の周知が図られている。  また、指定されたガス区分毎に防災活動要員が十分に配置されており、防災出動体制が優れている。	組織規程を有し、防災活動要員の業務、責任権限、指揮命令系統及び緊急時の出動要領が明確に定められ、連絡体制の周知が図られている。  また、指定されたガス区分毎に防災活動要員が配置されており、防災出動体制が確立している。	組織規程を有し、防災活動要員の指揮命令系統が明確に定められ、連絡体制の周知が図られている。	防災活動要員の連絡体制の周知が図られている。
②防災訓練等の実施状況  (5点～0点)	社（所）内外を問わず防災訓練等を2回／年以上実施又は参加している。	社（所）内外を問わず防災訓練等を1回／年以上実施又は参加していることをいう。	社（所）内での消火訓練、通報訓練等の基礎的な訓練を実施するほか、周辺地域で行われる防災訓練にも参加することがある。	社（所）内での基礎的な訓練は実施しているが、周辺地域で行われる防災訓練には参加していない。
③防災活動用の装置、機材の整備状況  (5点～0点)	必要な資機材等が種類、数量ともに十分に整備*されている  *ガスの種類に応じて多様に対応できる防災資機材、緊急車両、通信機器等が十分に整備されていることを目安とする。	必要な資機材等が十分に整備*されている。  *指定されたガスに適応した防災資機材、緊急車両等が十分に整備されていることを目安とする。	必要な資機材等が整備*されている。  *指定されたガスに適応した防災資機材、車両等が整備されていることを目安とする。	一般的な防災資機材が整備されている。
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。（15点満点）</p>				

別添10（優良防災事業所）

ii) 保安に関する功績

評価 評価点	A評価	B評価	C評価	D評価
	5点	3点	2点	0点
①所内における保安情報の整備、活用状況及び研究実績  (5点～0点)	<p>防災・保安関係の情報が広く収集・整備されており、これを積極的に活用している。</p> <p>また、保安関係の委員会、研究会等及び保安担当者のミーティング等を積極的※に開催し、顕著な研究実績又は成果を得ている。</p> <p>※委員会、研究会等を4回／年以上及び担当者ミーティング等を12回／年以上開催していることを目安とする。</p>	<p>防災・保安関係の情報が整備され、内容も十分であり、これを活用している。</p> <p>また、保安関係の委員会、研究会等及び保安担当者のミーティング等を十分※に開催し、研究実績又は成果を得ている。</p> <p>※委員会、研究会等を2回／年以上及び担当者ミーティング等を6回／年以上開催していることを目安とする。</p>	<p>防災・保安関係の技術情報が整備されており、これを活用している。</p> <p>また、保安関係の委員会、研究会等又は保安担当者のミーティング等を開催※している。</p> <p>※委員会、研究会等を1回／年以上又は担当者ミーティング等を4回／年以上開催していることを目安とする。</p>	<p>防災・保安関係の情報が整備されているが、保安関係の委員会、研究会等又は保安担当者のミーティング等は定期的には行っていない。</p>
②所内における保安関係の従業員教育の実施状況  (5点～0点)	<p>全従業員を対象に※積極的に保安教育を実施し、内容も充実している。</p> <p>※4回／年以上実施していることをいう。</p>	<p>保安要員を対象に※十分な保安教育を実施し、その内容も充実している。</p> <p>※2回／年以上実施していることをいう。</p>	<p>保安要員を対象に※定期的に保安教育を実施している。</p> <p>※1回／年以上実施していることをいう。</p>	<p>定期的な保安教育は実施していない。</p>
③所外における保安関係の研修会、講習会等への講師等派遣又は参加状況  (5点～0点)	<p>講師等の派遣も行っており、積極的※に委員会、研究会、講習会等に参加し、その成果を業務に反映させている。</p> <p>※4回／年以上参加していることを目安とする。</p>	<p>委員会、研究会、講習会等に十分※に参加し、その成果を業務に反映させている。</p> <p>※2回／年以上参加していることを目安とする。</p>	<p>委員会、研究会、講習会等に参加※している。</p> <p>※1回／年以上参加していることを目安とする。</p>	<p>委員会、研究会、講習会等に参加することがある。</p>
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(15点満点)</p>				

別添11 (優良保安団体)

ii) 保安に関する功績

評価 評価点	A評価	B評価	C評価	D評価
	10点	7点	4点	0点
①保安教育に関する実績  (10点～0点)	<p>会員等に対する保安教育を積極的※に実施している。</p> <p>※4回/年以上実施していることをいう。</p>	<p>会員等に対する保安教育を十分※に実施している。</p> <p>※2回/年以上実施していることをいう。</p>	<p>会員等に対する保安教育を実施している※。</p> <p>※1回/年以上実施していることをいう。</p>	<p>会員等に対する保安教育は、定期的には実施していない。</p>
②保安情報の整備、活用状況及び保安に関する調査、指導等の実績  (10点～0点)	<p>防災・保安関係の情報が整備され、情報が多量、かつ、内容的にも優れており、これを積極的に活用している。</p> <p>また、調査、指導等が積極的に行われ、その成果も大きい※。</p> <p>※複数にわたる他に先駆けて行われた調査等があり、その成果が広く活用されるようになった等の特筆すべき実績をいう。</p>	<p>防災・保安関係の情報が整備され、情報内容も優れており、これを活用している。</p> <p>また、調査、指導等が積極的※に行われている。</p> <p>※複数にわたる調査等を行っていることをいう。</p>	<p>防災・保安関係の情報が整備されており、これを活用している。</p> <p>また、調査、指導等が行われている。</p>	<p>防災・保安関係の情報は整備されているが、調査、指導関係については、特段の実績はない。</p>
③防災訓練等の実施状況  (10点～0点)	<p>団体内外を問わず、防災訓練等を2回/年以上実施又は参加している。</p>	<p>団体内外を問わず、防災訓練等を1回/年以上実施又は参加している。</p>	<p>団体内で消火訓練、通報訓練等の基礎的訓練を実施する他、周辺地域で行われる防災訓練に参加することがある。</p>	<p>団体内での基礎的な訓練は実施しているが、地域で行われる防災訓練には参加していない。</p>
<p>※審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(30点満点)</p>				



別添12（優良運送従事者、優良移動監視者、優良運送事業所、優良防災事業所、優良保安団体）  
その他

・次に該当する場合は、上記の配点にそれぞれ「2点」を加える。  
(4点～0点)

○リスクアセスメント、危険予知訓練、ヒヤリハット等に関して、実施規程の整備、実施のための組織・人員の配置等がなされており、その成果を上げている。

○現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている。

評価点	5点	3点	2点	0点
保安関係の新技术・手法の導入状況 (7点～0点)	新技术・手法を積極的に導入するとともに、改善の取組を*積極的に行っている。  *設備、運用について、その両方、かつ、複数の改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入するとともに、改善の取組を*十分に行っている。  *設備、運用の両方について、改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入するとともに、改善の取組*を行っている。  *設備、運用のいずれかについて、改善の取組を行っているものをいう。	新技术・手法を導入しておらず、又は導入しているが改善の取組を行っていない。
	<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「2点」を加える。</p> <p>○保安関係の新技术・手法の導入した技術等に関して、その効果を適切に検証し、その改善の取組みを行っている。</p>			

※審査点の配点方法

上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(11点満点)